

Provocative thought*

Special Edition
2010年1月

Table of contents

2010 年度 日本における税制改正案の概要	2
Japanese Service Desk メンバーのご紹介	4
PwC の出版物	5
PricewaterhouseCoopers Japanese Services Desk Contact List	6

2010年度 日本における税制改正案の概要

鳩山新政権の下で検討された2010年度の日本税制改正案が2009年12月22日に公表されました。今回の税制改正案は、その立案において従来の税制改正の仕組みの抜本的変更が行われたという点で、特徴的なものといえます。豪州で事業活動を行なう日系企業に関係があるものと考えられる主な税制改正案の内容は、以下の通りです。

1. 国際課税

(1) タックスヘイブン税制の改正

内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例、いわゆるタックスヘイブン対策税制は、日本企業が軽課税国にある実体のない子会社等を利用して租税回避を行うことを防止することを目的として1978年に創設されました。具体的には、タックスヘイブン対策税制の対象となる特定外国子会社等の所得のうち、内国法人の保有持分に対応する部分を内国法人の所得に合算するというものです。

しかし、近年、中国や韓国など諸外国における法人税率の引き下げや、国外に進出する日本企業の事業形態の変化に伴い、必ずしも租税回避を目的としない外国関係会社もタックスヘイブン税制の適用対象となる場合があり、企業のコンプライアンス事務負担も増加の傾向にあります。このような企業の事務負担を軽減する一方、租税回避行為を一層的確に防止する観点から、外国子会社合算税制について、以下のような改正が行われます。

- 外国子会社合算税制の適用に関する外国子会社の基準税率(トリガー税率)の「25%以下」から「20%以下」への引き下げ
- 外国子会社合算税制の納税義務者判定に係る株式保有割合要件の「5%以上」から「10%以上」への引き上げ
- 海外地域統括会社に関する適用除外基準(事業基準・非関連者基準)の見直し
- 適用除外基準を満たす外国子会社の資産性所得(配当、利子、株式・債券譲渡所得、使用料等)の合算課税対象への追加
- 内国法人が間接的に保有する特定外国子会社等から受け取る配当に係る二重課税の調整

<豪州における日系企業に与える影響>

豪州の現行の法定税率は30%であり、当該改正案が当地における日系企業に与える影響は、一般的には比較的限定的であると考えられます。しかし、資産性所得の取扱、豪州における税務処理がタックスヘイブン対策税制上の税率(=法人税額/所得)に影響を与える場合があること等に、留意する必要があるものと考えられます。

(2) 移転価格税制の改正

支配力を有さない国外関連者の取扱いについて

合併会社などのように、発行済株式等の50%以上の保有関係によって形式的に国外関連者と認定されるものの、実質的には支配力を及ぼさないような外国子会社について、移転価格税制を機械的に適用することへの見直しを図ることが提案されています。このような場合に、当該国外関連者との取引価格が実質的に第三者間価格に相当すると判断され得るか否かの判断基準や検討事項等が明確化されるものと見込まれています。

推定課税規定において提出または提示を求められる書類についての明確化について

独立企業間価格を算定するために必要と認められる帳簿書類を、法人が遅滞なく提示し、または提示しなかった場合において、推定課税の適用を規定していますが、当該書類の範囲は必ずしも明確には規定されていません。今回の税制改正ではその範囲を次の区分により明確化することを掲げています。

- 国外関連取引の内容を記載した書類
- 国外関連取引について法人が算定した独立企業間価格にかかる書類

日本の移転価格税制においては未だ移転価格文書化が法令で義務化されておらず、従ってまた文書化未履行のペナルティも存在しないものの、移転価格文書の整備を行っておくことが推定課税を適用されるリスクを低減する上で極めて有効になるものと考えられます。

<豪州における日系企業に与える影響>

当地での事業ベースが合弁会社であるような場合には、日本の親会社との取引価格が第三者間価格に相当するか否かの判断基準や検討事項などが明確になるため、移転価格に対する日本サイドの懸念が解消されるものと思われます。一方で、当該改正により推定課税規定の適用有無を判断するための書類が明らかにされるということは、事実上日本でも何らかの文書化が求められるものと考えられます。

2. 法人税 - グループ税制の導入

新たに「グループ法人税制」が導入されることとなりました。連結納税制度と異なり、「グループ法人税制」は所得通算を前提としない単体課税制度ですが、グループ内取引やグループ法人のステータスについてグループ経営の実態を反映させるべく、下記の特徴を持った制度として立案され、選択制の連結納税制度を包含する新たな制度と位置づけられています。

項目	改正前	改正後
100%グループ内の内国法人間での一定資産の譲渡	譲渡損益を認識する。	資産がグループ外に譲渡されるまで譲渡損益は繰り延べられる。
100%グループ内の内国法人間での寄付金	支出法人: 限度額を超えたものは損金にできない。 受領法人: 全額受贈益として課税対象となる。 つまり、寄付金支出額の増減により、グループ全体の法人税支出額が増える可能性がある。	支出法人: 全額損金不算入 受領法人: 全額席金不算入 つまり、寄付金支出額が増減しても、グループ全体法人税支出額は変わらない。
100%グループ内の内国法人からの受取配当	控除負債利子の規定の適用がある。つまり、同額だけ益金不算入とされる部分が少なくなる。	控除負債利子の規定の適用がない。配当は全額益金不算入とされる。
100%グループ内の内国法人間でのその他取引	現物配当や自己株式の取得については、支払法人や譲渡法人で譲渡損益を認識する。	現物配当や自己株式の取得については、支払法人や譲渡法人で譲渡損益を繰り延べる。

<豪州における日系企業に与える影響>

当地における日系企業に与える影響は、一般的には限定的であると考えられますが、グループ税制下、豪州法人の株式等を日本における100%グループ法人間で譲渡を行う場合、豪州における課税関係も考慮する必要があるものと考えられます。

以上に関してご質問がございましたら、当法人の Japan Service Desk の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

プライスウォーターハウスクーパース シドニー事務所 田中直人
 プライスウォーターハウスクーパース メルボルン事務所 柴田大輔

Japanese Service Desk メンバーのご紹介



経歴: 愛知県出身。慶應義塾大学商学部卒。公認会計士/税理士。税理士法人プライスウォーターハウスクーパースに8年間在籍(2001年10月~2009年12月)し、日本国内外問わず多業種のM&A、グループ内組織再編成及びクロスボーダー取引に関する税務コンサルティングに従事。2010年1月よりPwCメルボルン事務所に駐在し、豪州日系企業デスクに所属。主に、製造業、環境事業及びエネルギー事業を営む豪州日系企業向けに、法人税や移転価格税制を中心とした税務サポートを提供。パース事務所の業務へも関与。

柴田 大輔
Daisuke Shibata
マネージャー
(コンタクト先巻末参照)

1 分間インタビュー

オーストラリアに来ることになったきっかけは？

税理士法人在籍中、いくつかの案件で豪州関連のプロジェクトに関与する過程で、オーストラリアは環境事業やエネルギー事業を中心に今後益々成長していく国だと思い、私の上司に駐在希望を出したのがきっかけです。また、数年前にオーストラリア旅行をしたことがあり、いつかはここに住んでみたいと思っていたこともきっかけです。

実際にオーストラリアに住んでみて感じたことは？

まだオーストラリアに住んで間もないのですが、オーストラリア人は基本的に皆さんフレンドリーで、“よそ者”である自分に対しても親切に接してくれます。私の住んでいた東京に比べると、雰囲気がとてものんびりしているのですが、意外にも、銀行口座の開設、クレジットカードの申請や携帯電話の新規契約など、申し込みの際のチェックが非常に厳しいことに驚きました。

オフタイムには何をしようと思っていますか？

スキューバダイビングのライセンス(PADIオープンウォーター)を持っているので、休暇を利用してスキューバダイビングを楽しみたいと思っています。また、オーギーフットボールやクリケットの観戦にも行きたいと思っています。

最近1年間で、一番嬉しかった事は？

オーストラリアへの赴任が決まったことです。

地球最後の日、自分の手元にA\$100 あったとしたら、それをどう使いますか。

生牡蠣をたらふく食べます。

タイムマシンがあったとしたら、どうしますか。

過去に飛んで、当たり馬券を買おうかな(笑)。どこかで見た映画みたいですわね。。。

最後に一言

どんな状況でも、その状況を楽しめるような心の余裕を持ちたいと思います。これから御世話になる皆さんへ、よろしくどうぞお願い致します！

PwC の出版物



- Q&A/国際財務報告基準(IFRS)

IFRS に関する初歩的な事項を IFRS に関する初歩的な事項を Q&A 形式でとりあげ、IFRS の会計処理や IFRS 導入にかかるビジネス、プロセスへの影響など導入にあたっての留意点などを平易に解説しています。



- IFRS
国際会計基準で企業経営はこう変わる

IFRS によって変わりゆく今後の日本の企業経営を見据え、より多くの方に IFRS への理解・関心をもっていただけるよう平易な表現でまとめた解説書です。



- Similarities and Differences 国際財務報告基準、米国基準および日本基準の比較 (英語版・日本語版)

国際財務報告基準および米国会計基準ならびに日本会計基準の主な類似点について包括的に理解できるよう作成されています。



- オーストラリアにおける事業活動

Doing Business in Australiaの日本語版。オーストラリアで事業を行う際に通常検討が必要となる事項を扱っています。例：法人の形態、オーストラリア証券取引所、事業移民、法人税、GST、雇用法等

(当該記載内容及び PwC 刊行物のお問い合わせについては当方の日本人アドバイザーまでご連絡ください。詳細は末章のコンタクトリストをご参照ください。)

PricewaterhouseCoopers Japanese Services Desk Contact List

PricewaterhouseCoopers は、豪州国内企業及びグローバルに展開する国際的企業に対して、会計監査や税務/法務アドバイス、M&A アドバイス等の専門的業務を提供する、豪州国内および世界最大のプロフェッショナルサービス組織です。

Japanese Services Desk は、オーストラリアや太平洋地域等で事業・投資活動を行っている日系企業に対して、きめ細やかな専門的業務をご提供させて頂くことを目的に、日本人専門家を中心としたメンバーによって構成されております。豪州および日本における会計・税務面等での専門的知識および実務経験、両国における商慣習及び文化的側面に関する深い理解をフルに活用し、意思疎通を含めた多様な局面からの業務の提供に従事させていただいております。

画一的なサービスに留まらず、日本人専門家による業務コーディネイトの下、経験豊かなメンバーがチームを組み、クライアントの皆様々に最適な解決策をご提示できるように取り組んでおります。

日本の PwC グループ(あらた監査法人、税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、PwC アドバイザリー)とは緊密な関係を築いており、人事交流やフレームワーク/業務ツールの共有化等を通じて、高いレベルでのサービス品質の標準化を行っております。日系企業のグローバル展開の際には、日本及びオーストラリアの双方の専門家チームがシームレスに連携してご支援させて頂くことを通し、複雑性の高い案件にも柔軟に対応できる仕組みを構築させていただいております。

拠点	コンタクト先 (NSW 及び VIC 州以外のご相談についても下記連絡先までお気軽にご相談ください)		
Sydney Office Darling Park Tower 2 201 Sussex Street Sydney, New South Wales 2000 Australia	Assurance (会計監査/内部統制等)		
		Japanese Services Desk Leader / Partner Jason Hayes (ジェイソン ヘイズ) +61 (2) 8266 5208 jason.hayes@au.pwc.com	
			Senior Accountant Takenori Mori (森 勇憲) +61 (2) 8266 2867 takenori.a.mori@au.pwc.com
	Tax and Legal Services (税務・法務関連業務)		
		Executive Director Naoto Tanaka (田中 直人) +61 (2) 8266 7348 naoto.tanaka@au.pwc.com	
			Senior Consultant Rika Tamura (田村 りか) +61 (2) 8266 1639 rika.tamura@au.pwc.com
	Advisory (M&A アドバイザリー/業務改善等)		
		Manager Osamu Miyake (三宅 修) +61 (2) 8266 2226 osamu.o.miyake@au.pwc.com	

拠点	コンタクト先 (NSW 及び VIC 州以外のご相談についても下記連絡先までお気軽にご相談ください)
Melbourne Office Freshwater Place Level 19 2 Southbank Boulevard Southbank, Victoria 3006 Australia	Assurance (会計監査/内部統制等)  <p>Senior Manager Haruo Nire (榎 晴雄) +61 (3) 8603 3759 haruo.nire@au.pwc.com</p>
	Tax and Legal Services (税務・法務関連業務)  <p>Manager Masao Kamiyama (神山 雅央) +61 (3) 8603 4383 masao.kamiyama@au.pwc.com</p>  <p>Manager Daisuke Shibata (柴田 大輔) +61 (3) 8603 5186 daisuke.a.shibata@au.pwc.com</p>
	Tax and Legal Services (税務・法務関連業務)  <p>Consultant Hiroko Moritani (森谷 寛子) +61 (3) 8603 4301 hiroko.moritani@au.pwc.com</p>

© 2008 PricewaterhouseCoopers Australia. All rights reserved. 「PricewaterhouseCoopers」は、PricewaterhouseCoopers Australiaを指します。あるいは、内容によって、PricewaterhouseCoopersのグローバルネットワークまたはネットワークのその他のメンバーファームのことを指します。メンバーファームは、それぞれ別個の独立した法人です。

PricewaterhouseCoopers (www.pwc.com) は、業界に的を絞った監査、税務およびアドバイザリーサービスを提供し、クライアントとそのステークホルダーのために社会的な信頼の構築と価値の向上に努めます。ネットワーク全体で150カ国146,000人のスタッフが、意見、経験およびソリューションを共有し、斬新な見解と実質的なアドバイスを展開しています。

免責条項：このニュースレターは、オーストラリアにおける現行の規制および法律に関する事項の一般的なガイドです。これらは信頼できる情報源から入手しておりますが、法令、規則、規制は随時変更される可能性があるため実際に行動を起こしたり、ニュースレターに記載されている項目に信頼を置く前に、必ず専門家にご相談下さい。このニュースレター自体はアドバイスを形成するものではありませんので、あくまでも一般的なガイドとしてのみ御利用下さい。